

中学生用

令和6年度 スクールバス利用規則

1 スクールバス乗車証発行にあたって

- ① スクールバスは、公共交通機関を使って通学することが困難な生徒、公共交通機関を使うと著しく時間のかかる生徒に対して、通学の便宜を図るために運行しています。
- ② 1つのコースごとに経由する範囲が広く、時間がかかる場合があります。
- ③ 公共交通機関を使っての通学に支障のない生徒については、できるだけ公共交通機関を使って登校していただきたいと考えています。
- ④ 高校生用のスクールバスのため、高校生優先となり、申し込み状況によっては、スクールバスを利用できない場合があります。

2 利用料金について

- ① 高校が定める料金と同じです。利用する停留所によって金額が異なります。詳しくは別紙で確認してください。
- ② 年間契約となります。月ごとや学期ごとの申し込みはできません。
- ③ 納入された費用は返金いたしません。
- ④ 引っ越しなどで利用する停留所の変更があっても、対応しかねる場合もありますので、ご了承ください。
- ⑤ 利用料金納入期間に入金の確認ができない場合は、乗車をお断りすることがあります。

3 乗車証について

- ① 本校発行の乗車証を必ず提示して乗車してください。
- ② 乗車証不携帯の場合は、スクールバスに乗車できません。
- ③ 乗車証を紛失した場合は、速やかに担任に申し出て、再発行の手続きを行ってください。その際、発行手数料 100 円が必要です。

4 運行日について

- ① スクールバスは、高校の授業期間のみ運行します。
- ② 土曜、日曜、祝日、長期休業中は、運行しません。
- ③ 高校が午前中で授業が終わる日、校外行事の日は、運休もしくは時間が変更となり、中学生が利用できないことがあります。

5 利用全般について

- ① スクールバスを申し込む場合は、往復、往路のみ、復路のみのいずれかを選ぶことが

できます。特に復路については、学校16：10発の通常バスと19：15発の部活バスのいずれかの利用となります。

- ② 水曜日の復路バスは、15：45発となりますので、特進コースの生徒は利用できません。
- ③ 往路と復路、および部活バスで、異なる停留所を申し込むことはできません。
- ④ 契約したコース以外のバスには乗車できません。契約外コースへの乗車など不正乗車が発見された場合は、利用を停止する場合があります。
- ⑤ 学習や面談、教員の指導などにより、往路や復路のスクールバスを利用できない場合があります。
- ⑥ バス内にトイレはありません。スクールバス乗車中に気分が悪くなった場合は、速やかに運転士に伝えてください。
- ⑦ バスの車内に忘れ物をした場合は、速やかに担任に申し出てください。

6 乗車マナーについて

- ① 1人1席の利用を厳守してください。
- ② 荷物等を他の座席に置かないでください。
- ③ ゴミをバス内に残さないでください。また、バス車内での飲食は、禁止です。
- ④ 何度も注意を受けた場合は、スクールバス利用を取り消す場合があります。その場合は、スクールバス利用代金は返金されません。
- ⑤ バスに乗り降りする際には、運転士に感謝の気持ちを持って元気に挨拶をしましょう。

- 高校生用のスクールバスのため、高校生優先となり、高校生の申込人数によっては、申し込んでもスクールバスを利用できない場合があります。
- 公共交通機関を使って通学できる生徒については、公共交通機関を使って登校していただきたいと思います。
- スクールバスについては、公共交通機関を使っての通学に支障のある生徒から、学校において優先度を判断して高校と調整し、乗車証を発行することになります。